

# 2008年度 健診のお知らせ

2008年度から40歳～74歳の国民を対象とした特定健診・特定保健指導がスタートしました(本誌P5参照)。  
当健保組合では、法定の対象年齢にこだわらず、40歳未満であってもリスクが高いと認められる場合、指導対象とします。  
また、特定保健指導は、「三井住友海上健康管理センター」に委託します。本年度は試行段階からのスタートとなりますが、第1期5カ年計画の期間を通じて、メタボリックシンドローム(含む同予備群)該当者数の削減とともに、メタボに限定せず、健康づくりのための「生活習慣の見直し」に向けた「保健指導」を強化します。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

- 1 **社員本人** 三井住友海上健康管理センター、きらめき生命健康管理推進室からご案内します。
- 2 **社員本人以外** 健保組合が直接運営します。概略は次のとおりです。

## (1) 基本となる制度

ウェルネス・コミュニケーションズ(株)(ウェルネス社)(医療監修:日本予防医学協会)による「配偶者健診」「任継者(本人とその配偶者)健診」	
<b>利用資格</b>	2008年7月1日現在の被扶養配偶者、任継者本人とその被扶養配偶者(受診時にも健保の加入資格を有していること)
<b>健診内容</b>	別表の健診指定項目参照(35歳以上と34歳以下で健診項目が異なります)
<b>受診時期</b>	2008年9月から2009年1月
<b>利用方法</b>	2008年8月下旬にご自宅宛てに送付されるダイレクトメールに従い申し込み
<b>費用負担</b>	全額健保負担 ただし、別表の健診指定項目を超えてオプションで受診した部分は自己負担

### ウェルネス社健診について(旧:日本予防医学協会「主婦健診」)

ウェルネス社との提携による健診は、同社が有する全国の健診機関ネットワークを利用し、ドック並みの健診を低コストで可能とした制度で、当健保組合では、健診結果のデータ化と費用精算を含む事業全体を委託しています。当健保組合は、この健診制度を古くから採用し、長期にわたり健診内容の拡充を重ねてきました。この結果、他健保組合ではあまり例をみない被扶養者等の高い健診受診率達成の原動力として、当健保組合の中核の事業となっています。

効率的な健保運営の必要性はますます高まっています。本件では費用(割引)の問題に加えて、より多くの健診機関の参加が得られるよう、健

診機関の稼働ピークは避けることから受診時期に制約があります。

また、昨年は、同社が新たに導入したコールセンターに電話が繋がりにくい等の問題も生じ、ご不便、ご迷惑をおかけしました。引き続き改善に取り組みますが、「受診時期」、「年に一度の集中募集」などの基本的な枠組みの変更は困難で、他に代替可能な優れた制度も見当たらない状況です。

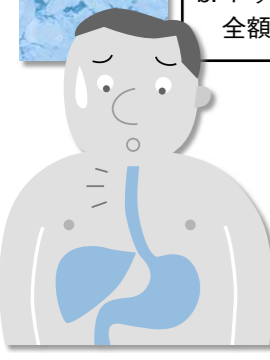
当健保組合では、すでに特定健診・特定保健指導に必要な要件を満たしている本健診を、被扶養配偶者・任継者の方々への唯一の制度と位置づけています。

以上をご理解いただき、本制度を皆様健康管理にぜひお役立てください。

## (2) 補完的制度

### ①任意人間ドック(ウェルネス社健診とのダブル受診はできません)

<b>利用資格</b>	35歳以上で、受診時に健保の加入資格を有している被扶養配偶者、任継者本人とその被扶養配偶者
<b>健診内容</b>	人間ドック標準項目(ホームページをご覧ください) *日帰りドックのみ
<b>受診時期</b>	2008年4月から2008年12月
<b>利用方法</b>	人間ドック機関(契約病院・契約病院以外)へ各自が申し込み受診(健保への申請は不要) ・「人間ドック契約病院一覧」はホームページをご覧ください。 ・契約病院へ申し込む場合は、健保名を伝えてください。 ・受診当日、保険証を必ず持参ください。
<b>費用負担</b>	健保負担限度額 任継者本人:35,000円、被扶養配偶者:25,000円(2008年度より乳がん検査費用補助は廃止) ※人間ドック標準項目の実費が限度で、超過分、オプション分は自己負担
<b>費用精算</b>	a. ドック契約病院 健保負担分は健保が契約病院へ支払います。 健保負担超過分、オプション分を病院窓口でお支払いください。 b. ドック契約病院以外 全額お立替のうえ、健保負担分の請求手続きをとってください(ホームページをご覧ください)。



### ②特定健診(40～74歳)…新設検討中

#### 特定健診項目のみの健診制度

\* 2008年4月の法施行後の状況を調査し、各地の診療所等で受診できる仕組みが整備された場合、当健保組合としても導入を検討します。このため時期は予測できませんが、機関誌「秋号」でその後の状況をお知らせします。

①と②は補完的な制度です。ウェルネス社健診を利用可能な方は、同健診をご利用ください

## 乳がん検査費用補助の変更のお知らせ

2008年4月より、乳がん検査費用補助5,000円は、社員の健診に合わせ廃止となりました。ただし、ウェルネス社による配偶者健診や、任継者健診で受診する医療機関で乳がん検査を受けられず、別途個別に受診された場合は、5,000円を限度に健保組合が実費負担します。

「ウェルネス社健診個別乳がん検査費用支給申請書」に、領収書本紙を貼付して健保組合宛てにご送付ください。

※詳細はホームページをご覧ください。

● 別表

### 配偶者健診・任継者健診 指定項目一覧

● 青色の項目…特定健診基本項目

ウエルネス社(医療監修:日本予防医学協会)		34歳以下	35歳以上
身体計測(身長・体重・BMI)		○	○
血圧測定		○	○
医師診察		○	○
腹囲測定		×	○
視力検査(遠距離)		○	○
尿検査(潜血・蛋白・糖)		○	○
胸部X線直接撮影		○	○
胃部X線原則として直接撮影		×	○
心電図12誘導		×	○
聴力(1K・4K)		○	○
眼底検査		×	○
腹部超音波		×	○
血液検査 GOT・GPT・γ-GTP・ 総コレステロール・中性脂肪・ HDLコレステロール・ ZTT・ALP・尿酸窒素・ クレアチニン・尿酸・ 白血球数・赤血球数・血色素量・ ヘマトクリット・空腹時血糖		○	○
LDLコレステロール・HbA1c		×	○
便潜血検査2回法		×	○
婦人科 乳がん検査 (マンモ+健診またはエコー+健診)		×	△ (希望者無料)
子宮がん検査 (内診・頸部細胞診)		×	△ (希望者無料)

\* 年齢区分は当該年度に達する満年齢です。  
\* 上記項目以外の検査をした場合は自己負担となります。